



第 **2** 章 第二次稻城市成年後見制度

利用促進基本計画



## 第2章 第二次稲城市成年後見制度利用促進基本計画

### 1 計画の概要等

#### (1) 計画策定の背景と趣旨

高齢社会の進行等に伴い、認知症や知的障害その他の精神上的障害などで判断能力が十分でないことにより、財産の管理や日常生活等に支障がある方を地域社会全体で支えていく権利擁護支援のあり方が大きな課題となっています。

権利擁護支援の一つの手段である「成年後見制度」について、利用を促進するとともに、意思決定支援・身上保護を重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善していくことを目的として、平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年度から令和3年度までを第一期として「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されました。その中で市町村は、成年後見制度を利用しやすい体制や権利擁護支援にかかる機能の段階的・計画的整備に向けて、区域における成年後見制度利用促進に関する基本計画を定めるよう努めることとされました。さらに、令和4年度から令和8年度までの「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「第二期国計画」という。）では、地域共生社会の実現をめざして、全国どの地域でも支援を必要とする人も地域社会に参加し、自立した生活を送ることができるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を一層充実させることが求められています。

本市では、近隣5市（調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市）で、福祉的な配慮に基づく成年後見事務を主業務とする一般社団法人として平成15年7月に多摩南部成年後見センターを設立し、共同で運営を行っています。これまでの多摩南部成年後見センターでの協働の実績を生かしながら、5市と多摩南部成年後見センターが協働して権利擁護支援や成年後見制度の運用体制整備を進めていくために、5市共通の計画として「調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画」（以下、「共通計画」という。）を令和2年3月に策定し推進してきました。また、共通計画の内容を踏まえつつ市としての取組みについての方向性を示すことで、共通計画と一体を成すものとして令和3年3月に「稲城市成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

本計画は、「稲城市成年後見制度利用促進基本計画」及び「共通計画」の計画期間が満了となることを受け、共通計画の基本理念等を引継ぎ、市における権利擁護支援体制を整備するとともに、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用を図るため策定します。

#### (2) 計画の期間

令和6年度～令和11年度

### (3) 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定する市町村の基本的な計画と位置づけ、福祉分野の上位計画である「第四次稲城市保健福祉総合計画」と整合性を保つとともに、「稲城市社会福祉協議会住民活動計画」等との連携を図ります。

## 2 計画の基本方針と施策について

### (1) 計画の基本方針

本計画における基本方針を以下の通り設定します。

#### (基本方針)

誰もが住み慣れた地域で、お互いに思いやり、支え合いながら、尊厳を持ってその人らしく生活を継続することのできる地域づくりをめざします。そのための取組みの一つとして、利用者がメリットを実感できるよう、権利擁護支援や成年後見制度を適切に利用できる体制を整備していきます。

### (2) 施策

本市の成年後見制度に関する支援体制は、生活福祉課・高齢福祉課・障害福祉課のほか地域包括支援センターなど各相談窓口において、それぞれで権利擁護に関する相談対応・支援を行っています。さらに、身近な地域の相談支援を行う「稲城市福祉権利擁護センターあんしん・いなぎ」と5市で共通する課題に広域に取り組む「多摩南部成年後見センター」と協働し、推進していきます。また、中でも重点的に取り組むべき内容について基本方針のもとに以下に施策を示します。【 】内は主体となって取り組む機関（【市】…市、【あ】…稲城市福祉権利擁護センターあんしん・いなぎ、【せ】…多摩南部成年後見センター、【全】…全ての機関）を指します。

#### I. 広報・周知 ～制度の周知・任意後見の利用促進～

【全】権利擁護支援や成年後見制度、相談窓口に関する周知を図ります。

【全】権利擁護支援を必要とする人々や関係者等に向けて広報活動等を実施します。

#### II. 相談 ～相談の受け止め・適切な支援につなぐ～

【あ】一般的な権利擁護支援に関する相談や親族申立て支援の充実を図ります。

【市】支援が必要な高齢者、障害児者やその家族等への制度概要に関する説明・紹介を行います。

【あ】任意後見の相談・制度説明、親族後見人からの制度に関する相談支援の充実を図ります。

【あ】自ら相談窓口に来ることができない人への支援に努め、必要に応じ訪問相談も行い

ます。

【市】必要に応じて専門職から助言を得ることができる体制の充実を図ります。

【あ・セ】市または関係機関からの相談対応や必要に応じて専門的な助言を行います。

### Ⅲ. 切れ目のない利用促進 ～担い手の確保、本人の意思決定支援とその浸透～

【市】本人の意思決定支援の推進を図ります。

【あ】地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行が円滑に行われるよう努めます。

【市】申立助成・報酬助成を適切に実施します。

【セ】後見人候補者を見つけるのが困難な方などに対し法人後見を適切に実施します。

【セ】市民後見人の育成、活動支援の充実のため、研修・育成・継続的支援体制を整備します。

### Ⅳ. 権利擁護を支援する地域連携ネットワークづくり

～市長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進、適切な後見人等の選任・交代の推進等～

【市】必要に応じて「市長申立て検討委員会」を開催し、市長申立ての適切な実施に努めます。

【市】関係機関と連携し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ります。

【市・あ】「権利擁護の業務に関する情報交換会」において、利用対象者の把握や利用者への支援について関係機関と連携を図ります。

【セ】家庭裁判所研修を開催し、家庭裁判所との連携を図ります。

## 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークについて

### (1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの必要性

権利擁護支援の地域連携ネットワークは、権利擁護支援を必要とする方が成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の制度を利用することができるよう地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みのことです。「第二期国計画」では地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が連携する「包括的」なネットワークにしていく取組みを進めていく必要があるとされています。

### (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークのしくみ及び市の取り組み方

「権利擁護支援チーム」、「協議会」及び「中核機関」の3つのしくみからなります。

#### ア 権利擁護支援チーム

権利擁護支援を必要とする方だけでなくその方にとって身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者が必要な支援を行うしくみを指します。

## イ 協議会

権利擁護支援チームや専門職等を含む関係機関が連携体制を強化し、自発的な協力を進めるしくみを指します。

市では、役割の異なる全体協議会と個別支援協議会を開催します。全体協議会では、保健福祉推進委員会を活用し、第二次稲城市成年後見制度利用促進基本計画の進捗管理や施策提案等を行います。個別支援協議会では、法律・福祉の専門職や関係機関が、権利擁護支援チームに対し、必要な支援を行うことができるようにケースへのアドバイスをを行います。なお、重層的支援体制整備事業の支援会議等を活用します。

## ウ 中核機関

地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関を指します。権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートだけでなく専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行います。

市では、「稲城市福祉権利擁護センターあんしん・いなぎ」と「多摩南部成年後見センター」の3者で中核機関に求められる役割を分担し、協働で推進します。各主体が適宜連携して権利擁護支援や成年後見制度の必要な方を適切に支援するための取組みを進めていきます。

### (3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ

